

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式の制定について（通達）

〔 最終改正 平成28. 11. 22 例規少第44号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この例規通達は、触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）に基づき、触法調査又はぐ犯調査に関して作成する書類の様式を定めたもので、平成20年3月14日から実施しています。